

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方として「社会・顧客・株主・社員といったステークホルダーに対する社会的責任(CSR)」を果たすための経営統治機能と位置づけております。

従って、当

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画など取締役会規則に定めた経営に関わる重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行い、また、経営陣に対しては業務執行の意思決定を行うため、各業務を担当する取締役、執行役員に委任しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。当社は、創業の精神と四方よしの精神のっとり、社外取締役及び社外監査役の

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している

後藤 長八	○	独立役員に指定しております。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、見識、人格などを総合的に勘案し社外取締役を選任しております。 また、独立役員の指定にあたっては、当人が以下の(1)から(5)に該当しない事を確認しており、独立役員として十分にその役割を果たせるものと考えております。 (1)当社の業務執行者(当社は親会社、兄弟会社を有しておりません) (2)当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者 (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 (4)当社の主要株主 (5)次の(a)又は(b)に掲げる者の近親者 (a)前(1)から(4)までに掲げる者 (b)当社又は当社子会社の業務執行者

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、主として業務監査の観点から、経営に対する監視、監督の機能を果たしております。また、会計監査人は、会計及び内部統制の観点からそれぞれ監査を行っております。

監査役と会計監査人は定期的及び必要に応じて連絡会を開催し、監査に関する意見、情報の交換を行うなど、連携と協調を図ることにより双方の監査を充実、向上させております。

また、当社では、内部監査機能を持つ内部統制室を設置しており、業務の遵法性や効率性を担保、検証するために行う内部監査や、その監査結果に基づく被監査部門への改善勧告、検証を、監査役と内部統

江戸 忠	○	独立役員に指定しております。	税理士としての専門知識、見識、経験、人格などを総合的に勘案し社外監査役に選任しております。 また、独立役員の指定にあたっては、本人が以下の(1)から(5)に該当しない事を確認しており、独立役員として十分にその役割を果たせるものと考えております。 (1)当社の業務執行者(当社は親会社、兄弟会社を有していません) (2)当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者 (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 (4)当社の主要株主 (5)次の(a)又は(b)に掲げる者の近親者 (a)前(1)から(4)までに掲げる者 (b)当社又は当社子会社の業務執行者
------	---	----------------	---

当社は、取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益にも配慮した報酬

コーポレート・ガバナンス体制の構築を重視しております。

当社では、これに加え、前記2項に述べた取組みにより、経営に対して十分な監督・監査機能を発揮できると判断しているため、継続して監査役会設置会社制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は早期発送しております。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しております。 当社の電磁的方法による議決権の行使は、パソコン及びスマートフォンから、当社の指定する議決権行使

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を高め企業価値向上に資することを目的として、以下のとおり内部統制に関する体制の整備・充実を図っております。

(1) 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制

内部統制室を中心とした内部監査、クイックレポートなどにより取締役、使用人が互いに牽制し、コーポレートガバナンスを充実させると共に、社長を最高責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、これらを推進しております。

反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない。こうした勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(2)組織全体での対応

反社会的勢力による被害を防止するために、企業行動憲章、社員行動規範等に明文の根拠を設け、担当部署や担当者だけでなく経営トップ以下、組織全体で一丸となって対応する。

(3)平素からの外部専門機関との連携及び社内体制の整備

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、関連する情報を収集し、マニュアル等の文書を整備し、従業員への教育訓練を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

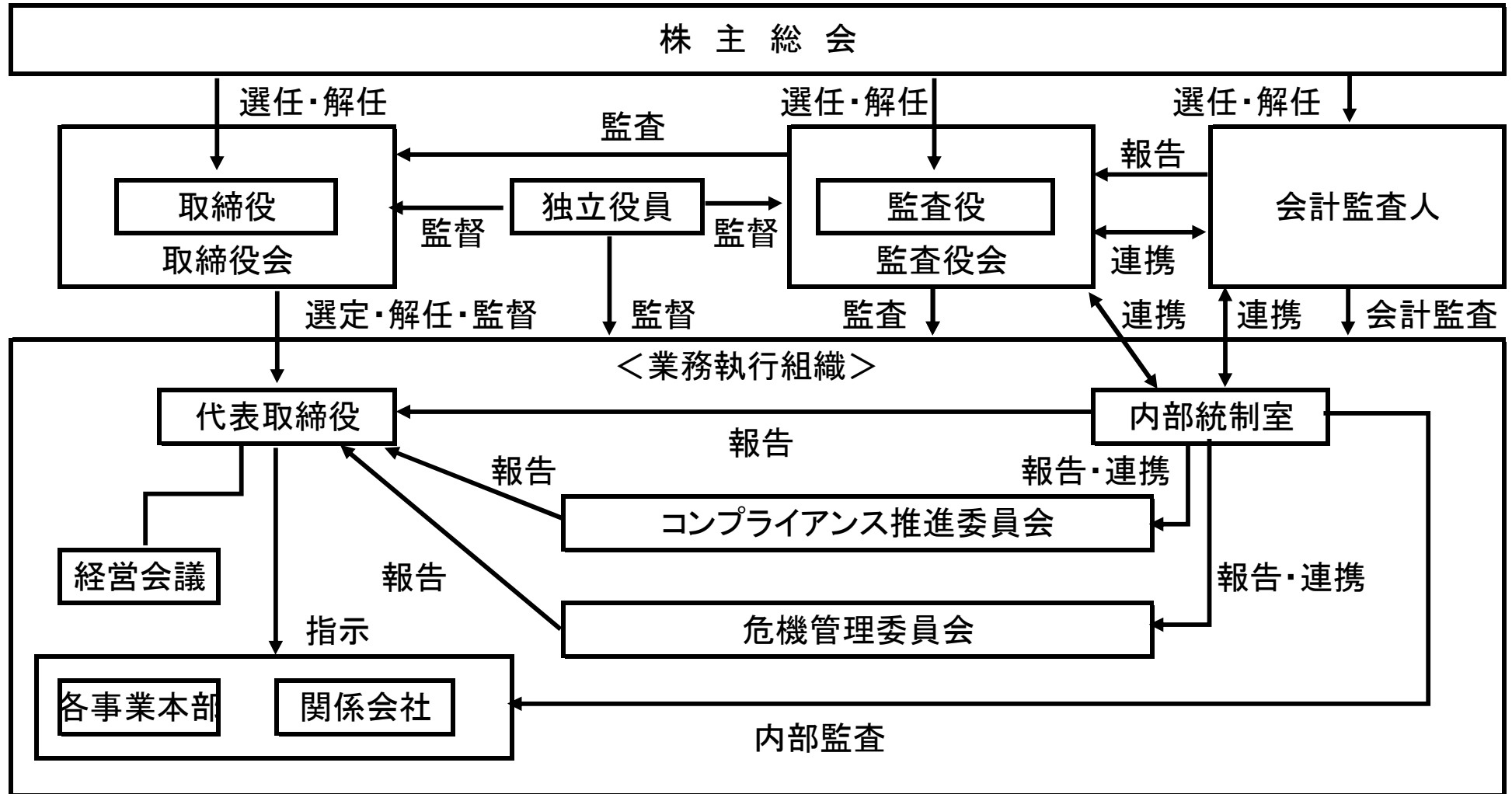
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策は導入しておりませんが、経営の課題の一つとして検討しております。なお、株主様に安定して保有して頂くため、また当社の経営政策に賛同を頂くよう情報開示、IR活動を通じて、コミュニケーションを図り、企業価値及び株主価値を向上させることが防衛策に繋がると考えております。

コーポレート・ガバナンス体制図



<適時開示体制の概要（模式図）>

